



健感発第 0620001 号  
平成 17 年 6 月 20 日

各 

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

厚生労働省健康局長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び  
検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群  
の取扱いについて」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一  
部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群の取扱いについて」（平成  
15 年 11 月 5 日付け健発第 1105004 号厚生労働省健康局長通知）を次のよう  
に改正する。

記

「。以下「改正法」という。」を削る。

2 を次のように改める。

2 削除



健感発第 0620001 号  
平成 17 年 6 月 20 日

各 検疫所長 殿

健 康 局 長  
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び  
検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群  
の取扱いについて」の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一  
部を改正する法律の施行に伴う重症急性呼吸器症候群の取扱いについて」（平成  
15 年 11 月 5 日付け健発第 1105004 号厚生労働省健康局長通知）を次のよう  
に改正する。

記

「。以下「改正法」という。」を削る。

2 を次のように改める。

2 削除